

「東松島市創業支援補助金」の募集について

東松島市内の新規事業及び雇用の創出を促進し、もって市の産業の活性化及び振興を図るため、市内において新たに創業又は第二創業する個人又は中小企業者等に対し、その経費の一部を助成します。

記

- 1 募集期間 6月10日（月）～6月28日（金）17時まで
- 2 対象者 以下の（1）から（6）の要件を全て満たす者であることが必要です。
 - （1）市内で新たに創業又は第二創業をする個人又は中小企業者等。
 - （2）補助事業期間満了日までに個人開業又は会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人、その他法人格を有さない組合又は団体等の設立を行い、市内に事務所を設置する者。
 - （3）「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の交付を受けた者。
※「特定創業支援等事業」とは産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第26項で規定する特定創業支援等事業のうち、東松島市創業支援等事業計画に記載されている「創業支援セミナー（東松島市商工会主催）」、「創業開成塾（石巻産業創造㈱）」及び「いしのみきイノベーション企業家塾（石巻信用金庫）※平成30年度まで実施」の3つのセミナーが該当します。
 - （4）東松島市暴力団排除条例（平成24年東松島市条例第44号）第2条第2号及び第4号に規定する暴力団関係者に該当しておらず、かつ、それらと関係を有していない者。
 - （5）市町村の市税等を滞納していない者。
 - （6）過去にこの補助金を受けていない者。
- 3 補助対象事業 以下の（1）から（4）の要件を全て満たす事業であることが必要です。
 - （1）宮城県信用保証協会による信用保証の対象となる業種を営む事業であること。
 - （2）他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。
 - （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規程により許可を要する事業でないこと。
 - （4）フランチャイズ契約又はこれに要する契約に基づく事業でないこと。

4 補助対象経費・補助率・限度額

補助対象経費	補助限度額	補助率	
		創業	第二創業
事務所等の増改築費	250万円以内 ※1,000円未満切り捨て	3分の2以内	3分の1以内
事務所等の借入費			
設備・備品費			
広報費			
開業事務手数料			
顧客開拓費			
専門家助言・指導費			

5 選考

(1) 資格審査

主に募集対象者、補助対象事業に適しているかを審査します。

(2) プレゼンテーション審査（資格審査を通過した方）

市の主催する創業支援補助金選定委員会において、申請者本人に事業説明を行っていただきます。申請者本人を含め、2名まで会場に入れます。審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

■問い合わせ：商工観光課 商工企業推進班 TEL0225-82-1111(内線 2163)